

可視光半導体レーザー応用コンソーシアム規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、可視光半導体レーザー応用コンソーシアムという。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府吹田市山田丘 2-8 大阪大学光科学センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、可視光半導体レーザーを用い、省エネルギー性、小型・軽量、高輝度性などの特長を活用した、従来にない画期的な応用・市場創出に貢献すると同時に、信頼性・安全性および標準化・共通化の整備を行うための支援を実施する。これにより各種課題を取り除き、可視光半導体レーザーが既存商品だけでなく新たなサービス含めた多方面へと展開され、日本が誇る巨大産業となるべく様々な支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 可視光半導体レーザー に関する調査、及び研究の実施
- (2) 可視光半導体レーザーに関する情報交換会、及び各種研究会の開催
- (3) 可視光半導体レーザーに関する各種研修会、及び各種セミナーの開催
- (4) 可視光半導体レーザー に関する分析、及びアンケートの実施
- (5) 可視光半導体レーザーに関するコンサルティングの実施
- (6) 会員に対する各種情報サービスの提供
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次である。

正会員 本会の目的に賛同して入会した法人

準会員 内規で定める法人会員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、代表の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会費は、会費規程において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、会員の承諾のもと臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 破産宣告を受けたとき。
- (3) 会員である法人が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会の通知を事務局に伝えなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、運営委員会に諮り、運営委員長が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員として義務に違反したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 委員会、全体会議

(設置等)

第13条 本会は、第4条の事業を円滑に運営するため運営委員会及び必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は、第 8 条及び第 10 条に掲げる事項を審議し、決定を行う。

- 2 運営委員会は、運営委員長 1 名と運営委員で構成される。
- 3 運営委員長は、本会の代表が兼任する。
- 4 喫緊の審議事項については、運営委員長の承認によりメール審議とすることができる。

(専門委員会)

第 15 条 専門委員会は、第 4 条の事業に関する活動を行う。

- 2 専門委員会は、委員長 1 名と副委員長、委員で構成される。

(全体会議)

第 16 条 全体会議は、年に 1 回開催される。

- 2 全体会議では、議長である代表が活動報告、収支報告及び次年度計画について報告を行う。

第 4 章 役員等

(役員)

第 17 条 本会は、役員を置く。

- 2 役員は、代表及び専門委員会の委員長、事務局長で構成される。
- 3 代表は、本会を代表し、全体会議を招集し、その議長を務める。代表は、NPO 法人光科学アライアンス理事会が任命する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会の役員は、代表が任命する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 18 条 本会は、運営に関する決定事項や事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、NPO 法人光科学アライアンス事務局内に設置する。
- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

附 則

この規程は、2017 年 5 月 25 日から実施する。